

○にかほ市大規模小売店舗立地法手続要綱

平成18年10月1日

告示第65号

改正 平成22年4月1日告示第12号

平成26年4月1日告示第27号

平成28年4月1日告示第50号

平成31年4月1日告示第102号

(目的)

第1条 この告示は、本市における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることによって、法の定める事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(届出等の窓口)

第2条 法及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「法施行規則」という。）並びにこの告示等に基づく届出又は報告の窓口は、商工観光部商工政策課（以下「商工政策課」という。）とする。

(関係法令等に係る事前調整等)

第3条 法及び法施行規則等に基づき届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、法に基づく届出と当該店舗設置に係る他の法令等の所要の手続等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、所管課等との十分な連絡、調整を図るよう努めるものとする。

(出店計画概要の説明)

第4条 市長は、届出者に対し、当該届出をする1月前までに、次の各号に掲げる関係機関に対し、出店計画の内容について大規模小売店舗出店計画概要書（様式第1号）により概要説明を行うよう協力を求めることができる。

(1) 市の関係課

商工政策課を窓口とし、生活環境課及び建設課

(2) 由利本荘警察署交通課

(3) その他必要と認める機関

2 概要説明を行う者は、概要説明の日程等について、関係機関と事前に十分調整するよう努めるものとする。

(写しの提出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、写し（添付しなければならない書類がある場合は、当該書類を含む。以下同じ。）を8部添えてするものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第2項の規定による届出（ただし、法第5条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合は、3部とする。）
- (3) 法第8条第7項の規定による届出
- (4) 法第9条第4項の規定による届出
- (5) 法附則第5条第1項の規定による届出

2 法第6条第1項の規定による届出は、写しを3部添えてするものとする。

3 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添えてするものとする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出

(公告の方法)

第6条 次の各号に掲げる公告は、にかほ市公告式条例（平成17年10月1日条例第4号）により行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (2) 法第6条第6項の規定による公告
- (3) 法第8条第3項の規定による公告
- (4) 法第8条第6項の規定による公告
- (5) 法第9条第3項の規定による公告

(縦覧場所及び期間)

第7条 次の各号に掲げる縦覧は、商工政策課で行うものとし、縦覧期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧 4箇月間
- (2) 法第8条第3項の規定による縦覧 1箇月間
- (3) 法第8条第6項の規定による縦覧 1箇月間

(説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項の規定に基づく説明会の開催方法等については説明会の開催方法等について（様式第2号）によるものとする。この場合において、説明会を開催しようとする者は、必要に応じて開催予定日の1月前までに、開催方法等について、市の意見を聴くことができる。

2 市長は、説明会を開催した者に対し、説明会開催後2週間以内に説明会実施状況報告書（様式第3号）により、その結果を報告させるものとする。

3 説明会を開催しようとする者が、法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、説明会開催不能報告書（様式第4号）により市長に対し遅滞なく報告するものとする。

（掲示による説明会）

第9条 市長は、法第6条第2項の変更の場合であって、法施行規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めたときは、掲示による説明会について（様式第5号）により説明会開催者にその旨を通知するものとする。

2 法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に大規模小売店舗変更計画概要書（様式第6号）により行うものとし、当該届出が法第6条第3項の規定に基づき縦覧に供されている間、これを行うものとする。

3 市長は、説明会開催者に対し、掲示を終了した日から2週間以内に様式第3号に準じて掲示した状況を報告するよう依頼する。

（住民等からの意見聴取）

第10条 法第8条第2項の規定により意見を述べる者は、意見の内容を記載した書面に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

（連絡会議の設置）

第11条 市長は、法の円滑な運用を図るため、別に定める設置要領に基づき所管課等によるかほ市大規模小売店舗立地法庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（市の意見）

第12条 法第8条第4項に規定する意見を有する場合は大規模小売店舗立地法に基づく市の意見について（様式第7号）により述べるものとし、意見を有しない場合は大規模小売店舗立地法に基づく市の意見について（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

（届出を変更しない旨の通知）

第13条 法第8条第7項の規定による届出を変更しない旨の通知は、様式第9号により行うものとする。

（市の勧告）

第14条 法第9条第1項に規定する市の勧告は、大規模小売店舗立地法に基づく市の勧告について（様式第10号）により行う。

（公表の方法）

第15条 法第9条第7項に規定する公表は、にかほ市掲示場への掲示及び報道機関への情報提供により行う。

（法第14条の規定に基づく報告）

第16条 大規模小売店舗を設置する者又は大規模小売店舗において小売業を行う者は、法第14条の規定に基づく報告を求められた場合は、報告書（様式第11号）により速やかに報告するものとする。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第12号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第27号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第50号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第102号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)
(参考様式)

大規模小売店舗出店計画概要書

年 月 日

(建物設置者) 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり、大規模小売店舗の新設(増床)について計画をしておりますのでお届けしま
す。

- 1 出店計画概要説明(出店趣旨等)
- 2 建物設置者の概要
 - (1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
 - (2) 設立年月日、資本金、従業員数、事業内容等
- 3 建設計画の概要(増床の場合は、現況についても記入し、現状と増床後の比較が可能と
なるよう作成すること。)
 - (1) 建物の名称及び所在地
 - (2) 計画地の概要
 - ① 敷地面積及び土地所有形態
 - ア 用途地域
 - イ 敷地面積
 - ウ 現況地目等
 - エ 土地所有形態(借地、自社所有の別)
 - ② 各種規制の状況
 - ア 用途地域
 - イ 建ぺい率及び容積率
 - ウ 騒音に係る環境基準 類型(昼間 デシベル、夜間 デシベル)
 - エ 騒音規制法に基づく区域の指定
第 種区域(デシベル以下)
 - オ 都市計画法による開発許可(要否、申請等の予定時期)
 - カ 農地転用許可(要否、申請等の予定時期)
 - (3) 計画地周辺の概要
 - (4) 計画建物の概要
 - ア 建物の構造及び階層
 - イ 建築面積
 - ウ 延床面積
 - オ 店舗面積
 - (5) 建築着工予定日、完成予定日
 - (6) 開店予定日
 - 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- ① 駐車場の必要台数の確保
- ② 必要駐車台数の算出根拠
- ③ 駐車場の位置及び構造等
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ① 駐輪場の確保等
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- (4) 廃棄物の保管施設の位置及び容量
- 5 大規模小売店舗の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 6 当該建物における小売業者の概要
 - (1) 小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
 - (2) 店舗面積
 - (3) 主として販売する物品の種類
- 7 小売業以外の施設の概要
 - (1) 種類
 - (2) 延べ床面積
- 8 関係法令等との調整状況
- 9 法第4条第1項の指針に基づく配慮事項等について(以下の各項目ごとに、届出事項及び添付書類の記載事項を含めて配慮した内容について説明すること。)
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項(交通処理計画)
 - ① 駐車場の必要台数の確保
 - ② 駐車場の位置及び構造等
 - ③ 駐輪場の確保等
 - ④ 荷さばき施設の整備等
 - ⑤ 経路の設定等
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項(騒音防止計画)
 - ① 騒音問題に対応するための対応策について
 - ② 騒音の予測・評価結果について
- (6) 廃棄物に係る事項等(廃棄物処理計画)
 - ① 廃棄物の保管について
 - イ 保管のための施設容量の確保
 - ロ 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について
 - ② 廃棄物等の運搬や処理について
 - ③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他周辺環境に対する対策及び配慮事項について

10 添付書類

- (1) 広域図面
- (2) 計画地の周辺見取図（住宅の立地等、周囲の状況が示されているもの）
- (3) 建物の配置図（駐車場の位置・台数、駐輪場の位置・台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量、駐車場の出入口の位置・数を明示する。）
- (4) 各階平面図、求積表（店舗部分を明示する。店舗以外の主な施設についても名称を付す。店舗面積のない階の平面図は必要ないが、大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合にはその施設の種類を記載する。）
- (5) 計画地及び隣接地の用途現況を示す図面
- (6) 法施行規則第4条に規定する添付書類

11 説明会の開催計画

- (1) 説明会の公告方法
- (2) 説明会の日時及び場所

12 軽微な変更等の申出

- (1) 法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更の申出の有無
- (2) 法施行規則第11条第2項の規定による簡易な方法による説明会の申出の有無

(参考様式：変更計画用)

大規模小売店舗変更計画概要書

年 月 日

(建物設置者) 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり、大規模小売店舗の店舗面積の合計(施設の配置に関する事項、運営方法に関する事項)の変更を計画しておりますが、その概要は次のとおりです。

- 1 変更計画概要説明(計画の趣旨等)
- 2 建物設置者の概要
 - (1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
 - (2) 設立年月日、資本金、従業員数、事業内容等
- 3 大規模小売店舗の概要(増床の場合は、現況についても記入し、現状と増床後の比較が可能となるよう作成すること。)
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 所在地の概要
 - ア 用途地域
 - イ 敷地面積
 - ウ 現況地目等
 - エ 借地、自社所有の別
 - (3) 建物の概要
 - ア 建物の構造及び建築面積
 - イ 建物の延べ床面積及び各階別延べ床面積
 - ウ 店舗面積の合計及び各階別店舗面積
- 4 当該店舗における小売業の概要
 - (1) 小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
 - (2) 店舗面積
 - (3) 主として販売する物品の種類
- 5 変更計画の内容
 - (1) 変更する事項
 - (変更前)
 - (変更後)
 - (2) 変更の年月日
 - (3) 変更する理由
 - (4) 建築着工予定日、完成予定日(増床等で建築工事が伴う場合)
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項(変更する事項以外のもの)
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物の保管施設の位置及び容量

- 7 大規模小売店舗の運営方法に関する事項(変更する事項以外のもの)
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 8 小売業以外の施設の概要
 - (1) 種類
 - (2) 延べ床面積
- 9 関係法令等との調整状況
- 10 法第4条第1項の指針に基づく配慮事項について(以下の指針の項目で、変更事項に係る項目について、届出事項及び添付書類の記載事項を含めて配慮した内容について説明すること。)
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ① 駐車場の必要台数の確保
 - ② 駐車場の位置及び構造等
 - ③ 駐輪場の確保等
 - ④ 荷さばき施設の整備等
 - ⑤ 経路の設定等
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ① 騒音問題に対応するための対応策について
 - ② 騒音の予測・評価結果について
 - (6) 廃棄物に係る事項等
 - ① 廃棄物の保管について
 - ア 保管のための施設容量の確保
 - イ 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について
 - ② 廃棄物等の運搬や処理について
 - ③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
 - (7) 街並みづくり等への配慮等
- 11 添付書類
 - (1) 広域見取図
 - (2) 店舗周辺の見取図 (住宅等の立地の状況等、周囲の状況が把握できるもの)
 - (3) 建物の配置図 (駐車場の位置・台数、駐輪場の位置・台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量、駐車場の出入口の位置・数を明示する。)
 - (4) 各階平面図 (店舗部分を明示する。店舗以外の主な施設についても名称を付す。店舗面積のない階の平面図は必要ないが、大規模小売店舗内にオフィスや映画館等の施設がある場合にはその施設の種類を記載する。求積表を添付のこと。)

- (5) 当該店舗敷地及び隣接地の用途現況を示す図面
 - (6) 法施行規則第4条第1項第3号から第12号までの事項のうち、当該変更に関する事項を記載した書類
- 12 軽微な変更等の申出
- (1) 法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更の申出の有無
 - (2) 法施行規則第11条第2項の規定による簡易な方法による説明会の申出の有無
- 13 説明会開催計画の概要
- (1) 開催予定日時
 - (2) 開催予定会場
 - (3) 周知範囲
 - (4) 公告方法

様式第2号(第8条関係)

説明会の開催方法等について

- 1 説明会の周知範囲は、原則として以下によることとする。

店舗面積		周知範囲
1,000㎡超	3,000㎡未満	半径1km
3,000㎡以上		半径2km

- 2 説明会の開催回数は、原則として1回とするが、会場の規模等市と協議して必要と認める場合は、以下によることとする。

店舗面積		回数
1,000㎡超	3,000㎡未満	1回
3,000㎡以上	10,000㎡未満	2回
10,000㎡以上		3回

- 3 説明会の開催日及び開催時間について

説明会の開催日は、周辺の住民等が参加しやすいように、原則土曜日又は日曜日(祭日を含む。)とし、やむを得ず平日に開催する場合は、午後6時以降の夜間に開催するなど配慮することとする。

- 4 説明会の開催場所について

説明会の開催場所は、出店予定地の近くで相当な人数を収容できる施設とする。

- 5 説明会開催の公告について

説明会開催の公告は、次のいずれかにより行うものとするが、複数の方法により行うことを妨げない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを入れる
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市が適切と認める方法

- 6 説明会での資料及び説明すべき内容について

説明会開催者は、出店計画概要説明に使用した資料等に基づき大規模小売店舗周辺の生活環境の保持のために配慮することとした事項等について説明を行うこととする。

- 7 その他

法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、5の方法で公告するものとする。

様式第3号(第8条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

にかほ市長 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次の出店予定店舗に係る出店計画についての説明会の実施状況について、別紙のとおり報告します。

- ・ 出店予定店舗の名称及び所在地

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗の名称 _____

1 開催日時の周知方法・期間	
2 実施日時	
3 実施場所 (会場名及びその所在地)	
4 出席者 ①設置者等(氏名、肩書き等) ②住民等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあつては、その団体名及びその人数)	
5 議事の概要	
6 陳述意見 (事項及びその内容)	
7 6に対する設置者等の応答内容	
8 その他	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 作成に当たっては、実施日・実施場所ごとに区分し、作成すること。
 3 周知に使用したチラシ、参加者名簿、説明資料等の写しを添付すること。

様式第4号(第8条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

にかほ市長 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次の理由により説明会を開催できませんので報告します。

- 1 出店予定店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由

様式第5号(第9条関係)

記号及び番号

年 月 日

説明会開催者 あて

にかほ市長

掲示による説明会について(通知)

年 月 日付けでなされた次の店舗に係る大規模小売店舗立地法

第6条第2
附則第5
附則第5

項
条第1項
条第3項において準用する同条第1項

の規定による変更届出については、大規模小売店

舗立地法施行規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めたので通知します。

※説明会開催者あて

なお、届出等の要旨の掲示は別紙(様式第6号)により行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする届出内容
- 3 掲示期間
届出から2月以内の掲示を行う日から 年 月 日まで
- 4 掲示場所
1の店舗の立地する敷地内の見やすい場所

大規模小売店舗変更計画概要書

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

- 3 変更年月日

- 4 変更する理由

- 5 掲示期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 6 届出者及び連絡先

注 この大規模小売店舗変更計画概要書は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

- (備考)1 この掲示の大きさは、日本工業規格A2又はA1とすること。
2 掲示期間は、実際に掲示を開始した日を初日(届出から2カ月以内)とし、縦覧期間終了日を最終日とすること。

様式第7号(第12条関係)

記号及び番号
年 月 日

届出者あて

にかほ市長

大規模小売店舗立地法に基づく市の意見について

年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、
大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により次のとおり意見を申し述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見
- 3 理由

様式第8号(第12条関係)

記号及び番号
年 月 日

届出者あて

にかほ市長

大規模小売店舗立地法に基づく市の意見について

年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、
意見はありません。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

にかほ市長 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により述べられた次の店舗に係るにかほ市の意見に対し、同条第7項の規定により、届出事項を変更しない旨を通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出事項を変更しない理由

様式第10号(第14条関係)

記号及び番号
年 月 日

届出者あて

にかほ市長

大規模小売店舗立地法に基づく市の勧告について(勧告)

年 月 日付で届出(通知)のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告
- 3 理由

様式第11号(第16条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

報 告 書

年 月 日

にかほ市長 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第14条〔第1項〕
〔第2項〕の規定により報告依頼があつた事項について、
次のとおり報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告内容